

(公園の確保)

第14条 条例第7条の公園の確保は、別表第4に定める公園の確保基準により行うものとし、これを市に無償で提供するものとする。

2 前条第2項の規定により施設緑地を市に無償で提供する場合には、当該施設緑地の面積と前項の規定により確保するものとされる公園の面積との合計が開発面積の6パーセントを超えるときは、当該超える部分については、その確保を要しないものとすることができる。

3 第1項の規定により提供する公園は、市長が別に定める基準に基づいて整備しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定により確保するものとされる公園について、船橋市公園緑地整備基金条例（平成10年船橋市条例第29号）に基づき設置された基金へ別に定める基準により寄附を行うことについて、事業者からの申出があり、かつ、市長がやむを得ないと認める場合に限り、公園の設置に代わる措置とすることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、別に市長と協議することができる。

(平8規則3・追加、平22規則7・一部改正)

別表第4 公園の確保基準

(平8規則3・追加、平22規則7・一部改正)

開発面積	階数が3以上の中高層住宅	低層住宅又はテラスハウス
500平方メートル以上3,000平方メートル未満	1.5 (0.5) 平方メートル×戸数と開発面積の1.5パーセントとのいずれか大きい面積以上	開発面積の1.5パーセント以上
3,000平方メートル以上	3.0 (1.0) 平方メートル×戸数と開発面積の3.0パーセントとのいずれか大きい面積以上	開発面積の3.0パーセント以上

備考

- 1 () 内の数値は、ワンルーム形式共同住宅又は独身寮の場合とする。
- 2 公園の確保基準面積が30平方メートル未満となるときは、公園の確保は要しない。
- 3 公園の確保基準面積が開発面積の6パーセントを超える場合は、6パーセントとすることができる。